

## 資料 1 5

### 婦人相談員の概要（厚生労働省）

#### 1 目的及び対象

婦人相談員は、売春防止法第 3 5 条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子等の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 4 条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされた。

#### 2 設置状況

平成 1 8 年 4 月 1 日現在 4 7 都道府県 4 3 2 名（うち婦人相談所 2 3 9 名）、2 2 1 市 4 8 3 名、合計 9 1 5 名配置されている。

#### 3 予算額等

都道府県または市の委嘱する婦人相談員に要する費用について、国はその費用の二分の一を補助している。

婦人相談員活動強化対策費には、婦人相談員手当のほか、婦人相談員活動費として、要保護女子の訪問調査指導等旅費、調査記録整備費、身元照会通信費なども含まれる。

なお、婦人相談員活動強化事業は、平成 1 7 年度より、児童虐待・D V 対策等総合支援事業（平成 1 8 年度予算 1,783 百万円）の中に組み込まれたところである。

（参考）来所による相談実人員の主訴別内訳（平成 1 7 年度）

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰住先なし、 住居問題	子どもの 問題	親族間の 問題	売春関係	その他
(100%) 53,726	(21.5%) 11,540	(21.0%) 11,298	(18.6%) 9,972	(8.8%) 4,742	(8.4%) 4,500	(6.5%) 3,486	(3.8%) 2,034	(0.1%) 61	(11.3%) 6,093